

認定看護師による診療報酬の算定と配置要件（在宅患者訪問看護指導料）

診療報酬項目	点数	配置要件	認定看護師
在宅患者訪問 看護・指導料3	1,285点(月1回) 真皮を越える褥創の状態にある在宅療養中の患者であって通院が困難なものに対して、医療機関等の専門性の高い看護師と訪問看護ステーションの看護師が同一日に訪問した場合	褥創ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保健医療機関の看護師等又は訪問看護ステーションの看護師等と同一日に看護又は療養上の指導を行う	皮膚・排泄ケア
	1,285点(月1回) 在宅療養中の悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行っている患者であって、通院が困難なものに対して、医療機関等の専門性の高い看護師と訪問看護ステーションの看護師が同一日に訪問した場合	緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保健医療機関の看護師等又は訪問看護ステーションの看護師等と同一日に看護又は療養上の指導を行う	緩和ケア がん性疼痛看護 がん化学療法看護 乳がん看護